

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年二月六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年二月六日

埼玉県本庄県土整備事務所長 木村 和正

<p>路 線 名</p>	<p>長瀬児玉線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>本庄市児玉町小平字町谷一三二五番 一地从り同市児玉町小平字下河原 九〇一第一地先まで（ただし、関係図 面に表示する部分に限る。）</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和六年二月七日</p>
<p>備考</p>	<p>平成三十年十月九日付け埼玉 県本庄県土整備事務所長告示 第三号で告示した道路予定区 域の一部供用開始である。延長 六三八・五〇メートル</p>